

大口町児童生徒適応指導教室相談員等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大口町児童生徒適応指導教室設置及び管理運営に関する要綱（平成14年教委訓令第 号。以下「設置要綱」という。）第11条の規定に基づき、大口町児童生徒適応指導教室相談員等（以下「相談員等」という。）について必要な事項を定める。

2 前項の相談員等は、大口町児童生徒適応指導教室（以下「ふれあいルームおおぐち」という。）に配置する室長、指導員、相談員とする。

(身分)

第2条 相談員等の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の嘱託員とする。

(業務)

第3条 相談員等は、設置要綱第4条に掲げる事業に従事するとともに、ホームフレンド員の相談活動に対し、適切な助言及び指導等を行う。

(任期)

第4条 相談員等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(任用及び任務)

第5条 相談員等の任用については、地方公務員法第16条の規定に準じ、当該各号の規定に該当しない者のうちから教育委員会が任命し、その任務については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 室長は、長年、教育職員として勤務し、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の指導・教育相談に関する経験、能力及び職見を有する者で、ふれあいルームおおぐちの事業活動全般を統括する。
- (2) 指導員は、生徒等の指導・教育相談に関する経験を有し、相談員として必要な能力及び職見を有する者で、相談員及びホームフレンド員を指導監督する。
- (3) 相談員は、相談員として必要な能力及び職見を有する者であって、教育委員会が適当と認めるもので、室長及び指導員の指導のもと事業活動を行う。

(解雇)

第6条 教育委員会は、相談員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 相談員等としての能力又は適正を著しく欠く場合
- (2) 精神又は身体に著しい障害があるため職務に耐えられない場合
- (3) 懲戒として免職されるに至らないが、それに準ずる理由がある場合

2 相談員等の解雇制限及び解雇予告については、労働基準法第19条から第21条までに定めるところによる。

(離職)

第7条 相談員等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、離職するものとする。

- (1) 年齢が満65歳となった日の属する会計年度の末日に達したとき。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、年齢を満68歳以下とすることができる。
- (2) 第6条に規定する解雇のとき

(準用)

第8条 この設置要綱に定めのない相談員等の任用、給与、勤務条件等については、大口町嘱託員の任用、給与、勤務条件等に関する取扱規程（平成9年大口町訓令第3号）の規定を準用する。

(公務災害補償等)

第9条 相談員等の公務上の災害又は通勤による災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）に対する補償については、大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第1号）の定めるところによる。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、相談員等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。